

令和8年4月  
高校入学予定の  
皆さんへ

安心して  
高校生活を始めるために

# 名古屋市 入学支援金の ご案内

高校などへの進学にあたり、  
経済的な不安を抱えている方に名古屋市から  
高校入学時に必要となる学資を支給します。

## 対象

未来まなび応援金(就学援助制度)と同程度の  
経済的な要件を満たしている中学3年生  
(4人世帯の場合、年収590万円未満が目安)

詳しくはうら面をご覧ください ➔

名古屋市教育委員会

## 入学支援金制度とは

高校等入学時の経済的な負担を軽減し、進学を支援するため、中学3年生に1人あたり7万円を給付する制度です。（返還不要の給付型制度です。）

制度の対象となる方 次の①～④のすべての要件に該当することが必要です。

- ① 生徒本人及び保護者が令和7年7月1日時点で名古屋市内に居住していること。
  - ② 愛知県内の中学校等（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部含む）に令和7年7月1日時点で在学していること。
  - ③ 愛知県内の制度の対象となる高等学校等へ入学すること。（通信制課程は県外も可）
  - ④ 経済的理由により就学の支援が必要と教育委員会が認めること。

※生活保護費及び児童福祉法の措置費を受給している方は、当該制度により高校入学時の費用が支給されるため、入学支援金の対象となりません。

経済的理由により就学の支援が必要と教育委員会が認める方とは

以下のいずれかに該当する方が対象となります。

- ・保護者全員の「令和7年度市民税の課税標準額×6%－市民税の調整控除額×3/4」の合計額が174,300円未満である方※
  - ・本市就学援助の9月以降の認定を受けた方（※生活保護法に規定する要保護者を除く）

※就学援助と異なり、世帯ではなく保護者の収入で判定額を計算します。

※基準額の174,300円を超えていても、保護者の失業等自己の責めによらない事由により収入が著しく減少し、令和7年の収入見込が市民税所得割額非課税相当となる場合は、家計急変として対象となる場合があります。詳しくは市ホームページをご確認ください。

※課税地が政令市でない場合、算定式は「市町村民税の課税標準額×6%－調整控除額」です。

※海外在住により課税されない場合や、住民税未申告の場合は認定できません。

※判定額は、以下を参考に各ご家庭においてもおおまかに確認できます。

『令和7年度 市民税・県民税・森林環境税 納税通知書兼税額決定通知書』

『令和7年度 紙と資源の循環利用に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書』

計算式：(市民税の課税標準額  × 0.06) – (調整控除額  × 0.75) =   
保護者全員の計算結果の合計額が 174,300 円未満で対象となります。

## 制度の対象となる学校（国公立、私立）

○愛知県内の高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校、専修学校高等課程

○全国の高等学校通信制課程

○愛知県内の専修学校及び各種学校（高等学校就学支援金制度の対象校に限る。）

- ・専修学校の一般課程や各種学校のうち国家資格者養成課程に指定されている学校

- ・高等学校等就学支援金制度の対象として文部科学大臣が指定する外国人学校

※高等学校専攻科、特別支援学校高等部への進学の場合は対象となりません。

※科目履修生や聴講生としての進学の場合は対象となりません。

**申請期限** 令和7年9月30日（火）まで

**申請方法** ①右の二次元コードまたは以下のURLから市ホームページにアクセス

②表示されたページ内の「名古屋市電子申請サービス」リンクをクリック

③電子申請サービスに必要事項を入力して送信

市ホームページURL: <https://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000186730.html>



※電子申請が困難なご事情がある場合は、教育委員会学事課までご連絡ください。申請方法をご案内します。

## 電子申請時に提出する書類（画像データ）

次の書類の画像データの提出が必要です。申請前にあらかじめご準備ください。

	対象者	提出書類（画像データ）	注意事項
①	申請者全員	在籍する中学校等の生徒手帳 または在学証明書	生徒氏名・在籍する学校名の記載があるページ
②		通帳口座（生徒名義に限る）	保護者名義不可。（未作成の場合、作成してください）

※ 令和7年1月1日時点で名古屋市外に住民登録のあった方は、当時お住まいの市町村で発行される令和7年度の課税証明書（市県民税証明書等、市町村により名称は異なる。）を保護者全員分提出する必要があります。

※ 家計急変の申請の場合、別途必要な書類があります。詳しくは市ホームページをご確認ください。

※ その他要件の確認のため、追加で書類が必要となる場合があります。

**認定** 令和7年12月頃、申請時に入力されたメールアドレス宛に、結果通知および請求のご案内をお送りします。

**請求** 令和8年3月までに、市ホームページまたは結果通知時にご案内する「名古屋市電子申請サービス」の請求用ページから、合格が確認できる画像データ（高校等の合格通知書、WEB合格発表の画面、入学許可証など）を添付して請求してください。請求後、約2週間後に生徒名義の口座へ振り込みを行います。

## 注意事項・その他

- ・本市就学援助の認定を受けている方も申請が必要です。
- ・他の奨学金と併給できます。
- ・同学年の兄弟姉妹がいる場合は、それぞれ申請が必要です。
- ・申請に関する情報は、在学状況等の申請要件を確認するため、必要に応じてお通いの学校にも共有します。
- ・現時点で制度の対象となる高校等への進学が決まっていない場合も申請できます。

## 問い合わせ先（専用ダイヤル）

名古屋市教育委員会 学事課 入学支援金担当（TEL 052-972-3278）へお問い合わせください。

# 名古屋市入学支援金とは?

お子さまが愛知県内の高等学校などへ入学するにあたり、入学時の費用として**7万円を支給**する制度です。



## 対象

以下の項目のすべてに該当する必要があります。

- 本市在住で愛知県内の中学校などに在学している中学3年生
- 愛知県内の高等学校など(通信制については県外も対象)へ入学
- 経済的な要件を満たしている  
(4人世帯の場合、年収590万円未満が目安=未来まなび応援金(就学援助制度)と同程度)

※対象の学校種や経済的な要件についての詳細はホームページをご確認ください。

## ▶名古屋市入学支援金のホームページ(申請はこちらから)

<https://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000186730.html>



## 申請から支給までの流れ

### 1 学校からお知らせ配布



### 2 申請手続き

原則Webにて申請を行います。(手続きの方法や申請時に必要な添付書類はホームページをご確認ください)



### 3 審査・認定

提出していただいた証明書などをもとに審査を行い、結果をメール経由で通知します。



### 4 請求

③で認定された方は、本制度の対象校に合格したら、合格通知書などをWebから提出してください。



### 5 支給

④で提出していただいた書類を確認後、不備がなければ名古屋市入学支援金が支給されます。

名古屋市入学支援金に  
関するお問い合わせ先

名古屋市教育委員会 学事課

TEL 052-972-3278 FAX 052-972-4175

## 就学奨励事業への寄附のお願い

名古屋市では、なごやっ子の高校での学びを経済的に支援する様々な就学奨励制度を独自に実施しています。  
こういった事業にご賛同いただける方は、「名古屋市教育基金」へのご寄附をぜひお願い申し上げます。

※この寄附金は、ふるさと寄附金(納税)に該当します。

※寄附いただいたお金は事業費に使用させていただきます。

詳しくは市ホームページまたは名古屋市教育委員会学事課(052-972-3278)までお問い合わせください。